

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 求人の申込みの不受理

一 公共職業安定所による求人の申込みの不受理

公共職業安定所は、職業安定法第五条の五第一項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その求人の申込みを受理しないことができるものとする。 （職業安定法第五条の五第二項関係）

二 学校卒業見込者等求人の申込みの不受理

職業紹介事業者は、求人者が学校卒業見込者等（学校の学生又は生徒であってこれを卒業することが見込まれる者等をいう。第二の二において同じ。）であることを条件とした求人の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたことを知ったとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、職業安定法第五条の五第一項本文の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その申込

みを受理しないことができるものとする。 (青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条関係)

三 船員に関する求人への申込みの不受理

船員に関する求人について、地方運輸局長にあつては一と、無料船員職業紹介事業者にあつては二と同様に、その申込みを受理しないことができるものとする。

(船員職業安定法第十五条第二項及び青少年の雇用の促進等に関する法律第三十条関係)

第二 労働者の適切な職業選択に資する情報の充実

一 情報の提供

1 労働者の募集を行う者であつて常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、当該募集を行うに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報であつて厚生労働省令で定めるものを提供しなければならないものとする。

- ① 一定の期間内において雇入れた労働者の数及び当該労働者のうち退職した者の数
- ② その被用者の勤続期間の状況
- ③ その被用者の所定労働時間を超える時間の労働及び休日の労働の状況

④ その被用者の年次有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものをいう。）の取得の状況

2 労働者の募集を行う者であって常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、当該募集を行うに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、1の厚生労働省令で定める情報を提供するように努めなければならないものとする。

3 労働者の募集を行う者は、1及び2により1の厚生労働省令で定める情報を提供するに当たっては、これと併せて、労働者の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の労働者の適切な職業選択に資する情報として厚生労働省令で定めるものを提供するように努めるものとする。

4 厚生労働大臣は、1から3までの事項に関し、労働者の募集を行う者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。 （職業安定法第四十一条の二条及び第四十八条関係）

二 一に伴い、学校卒業見込者等に対する青少年雇用情報（青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資する情

報として厚生労働省令で定めるものをいう。)の提供の努力義務に関する規定を削除すること。

(青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条関係)

第三 その他

一 第一及び第二は、平成二十八年三月一日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。